

第七十四号議案

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年九月二十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第五百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ中「もの」の下に「（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則（令和二年国家公安委員会規則第十二号）の施行に伴い、信号機に関する基準を改める必要がある。

第七十四号議案

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例